

(事務局案)

芦屋市立美術博物館運営基本方針

●はじめに

六甲山を背に大阪湾を臨む芦屋市は、豊かな自然に恵まれ、古来より快適な住環境を備えています。この地の風光明媚な景観は都人をも魅了し、「伊勢物語」をはじめ古典文学の舞台にもなっています。良好な自然と温暖な気候に恵まれていることから、~~住環境が優れており、古代より連綿と生活が営まれてきました。~~明治末から昭和初期には、鉄道の発達を背景に大阪や神戸の郊外住宅地として発展する中、この地に多くの芸術家や文化人が集い、「阪神間モダニズム」と呼ばれる地域文化が開花しました。戦後の復興にあたっては、昭和26年に「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、~~芦屋の優れた環境を活かして~~国際文化の向上に寄与する独自のまちづくりが進められ現在に至ります。

このようなあゆみの中で~~文化的環境の下~~、本市は国指定史跡会下山遺跡や国指定重要文化財旧山邑家住宅（淀川製鋼所迎賓館）等の文化財を有し~~が遺され~~、美術における小出檜重や吉原治良（具体美術協会）、文学における谷崎潤一郎や富田砕花等、優れた芸術・文化が育まれてきました。芦屋市立美術博物館は、これら芦屋市の歴史・芸術・文化を守り、市民に発信し、後世に継承するために、平成3年に開館しました。

「芦屋市立美術博物館運営基本方針」は、芦屋市立美術博物館の使命を明確にし、資料・作品の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及活動等を実施するために策定するものです。~~これまでの「運営基本方針」は平成14年に策定したものを平成21年度に大きく見直し策定したのですが、それ以降の美術博物館を取り巻く環境の変化や、新たな課題等に対応できるよう、その一部を見直し、新たに「芦屋市立美術博物館運営基本方針」を策定します。~~